

地震はとめられない。でも、原発はとめられる！

伊方原発をとめる裁判をしています。 伊方原発をとめる会

伊方原発運転差し止め訴訟 控訴審 高松高裁・第2回口頭弁論のご案内



高松高裁第1回口頭弁論(2026.4.21)

2025年3月18日、松山地方裁判所(菊池浩也裁判長)は、四国電力の伊方原発3号炉について、運転の差し止めを求めた1500人の原告の請求を退けました。福島原発事故の悲劇を二度と繰り返したくないという私たちの願いを踏みにじる判決に対し、「**司法は義を失い、民は滅ぶ**」と、怒りを込めた垂れ幕を掲げました。

事故の甚大な被害を忘れ、原発へと回帰する政府に忤度追従し、司法の役割を放棄した恥ずべき判決であり、新しい「原発安全神話」に加担するものです。とうてい認めることはできないと、高松高等裁判所へ控訴しました。

高松高裁での逆転勝訴を勝ち取るべく奮闘しています。高松高裁・控訴審第1回の口頭弁論は、2026年4月21日に行われました。第2回目が7月28日(火)に開廷します。裁判への応援をよろしくお願いいたします。できればぜひ傍聴にお越しください。大勢の支援者で裁判所を埋め尽くして、世間注目の裁判であることを示し、熱い思いを裁判官に伝えたいのです。

控訴審 高松高等裁判所 第2回口頭弁論 7月28日(火)14時30分開廷

当日スケジュール

13:00	高松高等裁判所(高松市丸の内1-36)に集合
13:10	入廷送り出し(控訴人、弁護団、支援者が門前まで歩む)
14:00頃	裁判所による傍聴席券の抽選、配布
14:30	開廷(四国電力の答弁書に対する反論。控訴人による意見陳述)
15:40	報告集会(香川県弁護士会館5階、高松市丸の内2-22)
16:20	終了予定

※ 松山から往復貸し切りバスを運行します。

費用 1人往復5000円

お申し込みは伊方原発をとめる会事務局まで

伊方原発をとめる会

松山市中央2丁目23-1、201号

☎ 089-948-9990

FAX 089-948-9991

mail ikata-tomeru@nifty.com

